

日本農業遺産・束稲山麓地域PR用グッズ使用ガイドライン

このガイドラインは、日本農業遺産・束稲山麓地域PR用グッズ(以下「PR用グッズ」という。)の使用にあたり、注意事項などを定め、PR用グッズをより多くの方に活用していただくためのものです。

1 貸出対象

- (1) 束稲山麓地域農業遺産推進協議会構成団体
- (2) 日本農業遺産・束稲山麓地域をPRする各種イベントや展示会等を実施する個人、法人又は任意団体
- (3) その他協議会会長(以下「会長」という。)が適当と認めた者

2 使用目的

日本農業遺産・束稲山麓地域のPRという目的のために使用してください。

そのため、次に掲げる場合においては貸出できません。

- ① 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- ② 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- ③ PR用グッズの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- ④ その他、PR用グッズの使用が適当でないと認められる場合

3 使用料

使用料は無料です。ただし、貸出期間中における貸出物品の運搬及び管理等に関する経費は、使用者がご負担ください。

4 貸出期間

原則2週間です。(返却に要する期間を含む。)

5 貸出申請

原則として貸出を希望する日の1ヶ月前までに、借用申請書(様式第1号)を束稲山麓地域農業遺産推進協議会事務局(県南広域振興局農政部)に提出してください。

なお、他の貸出と重なり、PR用グッズの数量が不足している場合には、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。

また、他から希望があった場合、貸出期間を調整する場合がありますのでご了承ください。

6 貸出許可

提出された借用申請書を審査のうえ、貸出の可否を通知します。

7 PR用グッズの種類及び数量

種類	規格・デザイン	数量	備考
① 横幕	<p>【規格】70cm×320cm 【デザイン】</p> 	最大 1枚	
② 半纏	<p>【規格】フリーサイズ(身丈80cm×身幅65cm) 【デザイン】</p> 	最大 10枚	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯(家庭用洗剤使用)して返却すること。 ・アイロンの使用は、120度以下で当て布を使用すること。 ・クリーニングの場合は「水洗い」と指定すること。
③ のぼり旗	<p>【規格】60cm×180cm 【デザイン】</p> 	最大 3枚	・掲出用ポールと固定台を含む
④ ポスター	<p>【規格】A1サイズ 3種類 【デザイン】</p> 	最大 各1枚	・返却不要

8 注意事項

- ・ 申請前に、「日本農業遺産・束稲山麓地域PR用グッズ貸出要領」をご確認ください。
- ・ 申請書に記載した使用目的以外の用途に使用しないでください。
- ・ 貸出物品を破壊、滅失又は毀損した場合には、使用者の負担においてこれを補償し、又は修理をしたうえで返却してください。
- ・ 使用にあたり第三者に損害を与えた場合、使用者の責任においてご対応ください。
- ・ その他、詳細については下記の連絡先までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

束稲山麓地域農業遺産推進協議会

(事務局:岩手県南広域振興局農政部内)

TEL:0197(22)2842 / FAX:0197(22)6194

E-mail:BD0004@pref.iwate.jp